

登記の完了予定日について

3月22日申請の登記完了予定日のお知らせ(毎日9時30分頃更新します。)

※ 完了予定の時刻は、登記の申請をされた時刻と同時刻頃を目安としています。

登記所名 (お問い合わせ先)	権利に関する登記 (相続・売買・ 抵当権抹消等)	表示に関する登記 (新築・滅失・分筆等)	商業・法人に 関する登記
本局登記部門 (088-822-3331)	3月26日	3月29日	3月26日
香美支局 (0887-52-3049)	3月28日	3月28日	
須崎支局 (0889-42-0374)	3月27日	3月27日	
安芸支局 (0887-35-2272)	3月26日	3月26日	
四万十支局 (0880-34-1600)	3月23日	3月23日	

なお、年末、年度末及び月末など登記申請が集中する日のほか、次の場合には登記の完了が遅れることがあります。

- 登記の申請書類について、補正の連絡があった場合
 - 表示に関する登記について、実地調査を行う場合
 - 不動産登記の申請で登記識別情報又は登記済証の提供ができない場合において、本人確認のための事前通知を要する場合
 - 商業・法人登記の申請において、管轄が異なる登記所へ本店(主たる事務所)を移転する場合
 - 窓口で別途、登記完了の予定日をお知らせした場合
- ※ 郵便等により登記の申請をされた場合は、申請書が法務局に配達された日が登記申請日となります。

なお、オンラインにより登記の申請をされ、添付情報を郵送又は持参された場合は、添付情報が法務局に到達し次第、速やかに審査を進めることとしていますが、当該情報が到達した日によっては、オンラインによる申請日に対応する登記完了予定日に登記が完了しないことがあります。書留郵便の配達日は、[日本郵便の「郵便追跡サービス」](#)により、確認することができます。